

中期目標の作成方針(素案)

1 中期目標について

- (1) 中期目標は、法人が一定期間（6年間）において達成すべき業務運営に関する目標であり、市長が、法人の意見に配慮の上、市の附属機関として設置する「公立大学秋田公立美術大学評価委員会(仮称)」(以下「評価委員会」という。)の意見を聴き、議会の議決を経て定める。
- (2) 目標を定めた後は、市長がこれを法人に指示するとともに公表する。またこれを変更しようとするときも同様とする。
- (3) 中期目標は、次の点に留意して定める。
 - ・大学の基本理念を根本とし、大学の特性に配慮した内容とする。
 - ・重点的に取り組む事項を掲げ、法人の今後進むべき方向性を示す内容とする。
 - ・法人が作成する中期計画及び年度計画と密接に関連することから、法人の意見に十分配慮する。
- (4) 中期目標の基本的な記載項目(法定項目)は次のとおり。
 - ◇中期目標の期間（6年間）
 - ◇教育研究等の質の向上に関する事項
 - ◇業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - ◇財務内容の改善に関する事項
 - ◇教育研究、組織運営の状況についての自己点検・評価及び当該情報の提供に関すること
 - ◇その他業務運営に関する重要事項

2 記載内容

法人が自立的にその創意工夫を発揮しつつ、組織全体として業務運営の改善、改革に取り組むことを促す観点から、大学法人としての特性や法人運営の基本的な方針、法人として重点的に取り組む事項を中心に記載する。

なお、中期目標を達成するために法人が作成する中期計画については、法人の社会に対する意志表示として、可能な限り、中期目標を実現するための数値目標や目標時期を含む具体的な内容を記載するよう求めるものとする。

3 留意事項

(1) 理念、目標の明確化

法人の個性の伸張と教育研究活動の活性化に資する観点から、公立大学法人としての存立意義も含め大学の理念、目標を可能な限り明確化する。

(2) わかりやすさ

第三者評価の適切な実施と市民に対する説明責任を全うするため、できるだけわかりやすい内容にする。

4 中期目標(素案)の骨格

別紙のとおり。